

耐震診断・耐震改修の促進について

—概要と進捗状況について—

(株)相和技術研究所 小林 克典

学校及び病院等の施設は、地震等の発生時に学生、児童生徒及び患者等の安全を確保するとともに、地域住民の避難場所や救急医療の場としての役割を果たすことから、十分な耐震性が必要とされています。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を受け、同年10月「耐震改修促進法」が制定され、学校等多数の者が利用する特定建築物の所有者には、耐震診断を実施し必要な耐震改修を行うよう努力義務が課せられました。

さらに、近年の新潟県中越地震、福岡県西方沖地震等の大規模地震の頻発や、東海地震、東南海・南海地震の切迫性の高まりを受け、建築物の耐震化の一層の促進を図るため、平成17年11月同法が改正(18年1月25日施行)され、特定建築物に対する所管行政庁の指導・助言・指示・命令及び罰則が強化されています。

そして東日本大震災が起こりより緊迫した情勢の中、現状耐震化はどのように進められているのか？今後の予測も含め簡単な見解を述べさせていただきます。

1. 耐震改修促進法の概要

(1) 計画的な耐震化の推進

国は「基本方針」を作成、地方自治体は「耐震改修促進計画」を作成し、耐震化を推進

(2) 建築物の対する指導等の強化

- ・地方公共団体による指示の対象に幼稚園、学校、老人ホーム等を追加
- ・地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
- ・倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令

(3) 耐震化の支援制度の充実

- ・住宅・建築物の耐震化事業の拡充（緊急輸送道路沿いの建築物に対する助成・分譲マンションにおける耐震助成等）
- ・耐震改修促進税制の創設

2. 住宅・特定建築物の耐震化の進捗状況、耐震化のこれから・・・

(1) 住宅の耐震化の進捗状況

*添付資料参照

(2) 特定建築物の耐震化の進捗状況

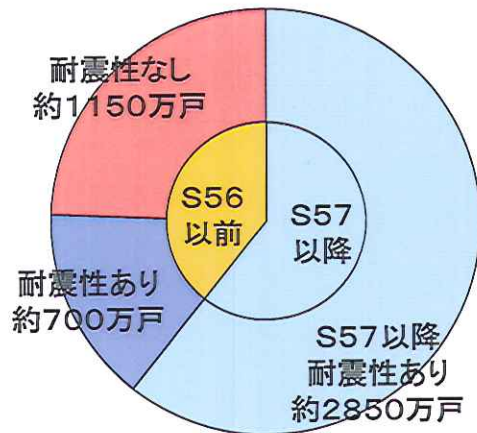
*添付資料参照

(3) 耐震化のこれから・・・

- ・現行の「耐震改修促進法」は平成27年度までの時限立法として施行され、28年度より新たな法律として見直される予定です。
- ・期待されることは耐震化の進んでいない民間の建築物に対し、より手厚い補助金の助成を所轄行政庁が行っていくことや、建て替えも視野に入れた法制度の見直しが望まれます。

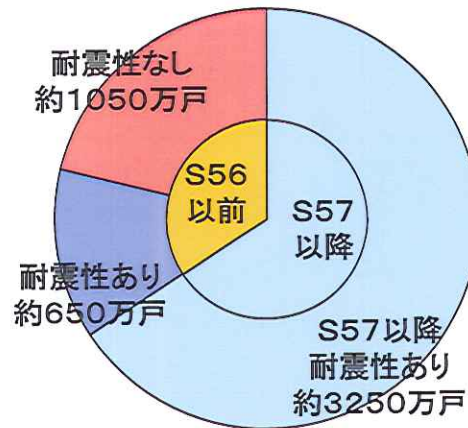
住宅の耐震化の進捗状況

平成15年



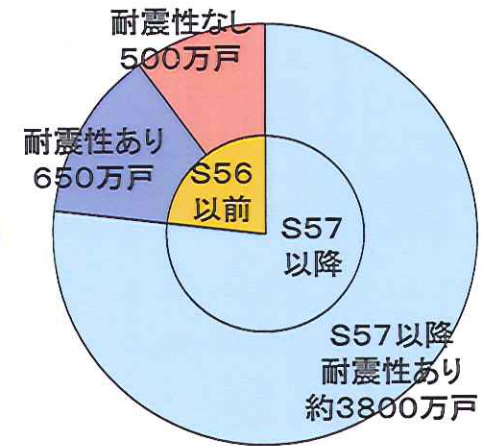
総戸数 約4700万戸
 耐震性あり 約3550万戸
 耐震性なし 約1150万戸
 ※平成15年の推計値
耐震化率 約75%

平成20年



総戸数 約4950万戸
 耐震性あり 約3900万戸
 耐震性なし 約1050万戸
 ※平成20年の推計値
耐震化率 約79%

平成27年(目標)



総戸数 約4950万戸
 耐震性あり 約4450万戸
 耐震性なし 約500万戸
 ※平成27年の推計値
目標:耐震化率 9割

平成15年 → 平成20年
 建替 約90万戸
 改修 約30万戸

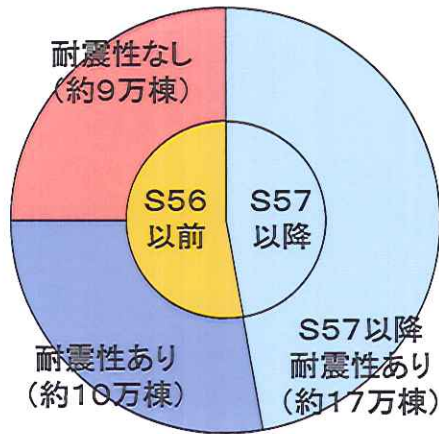
*平成27年の戸数は平成17年に設定したもの

*平成22年6月18日に閣議決定された新成長戦略、平成23年3月15日に閣議決定された住生活基本計画では、住宅の耐震化率を平成32年までに95%とする目標を設定。

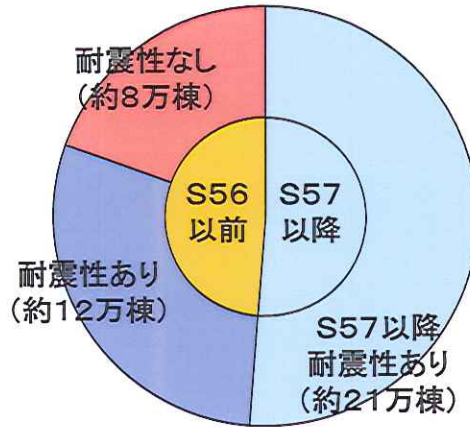
特定建築物の耐震化の進捗状況

* 特定建築物: 学校、病院、百貨店等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物

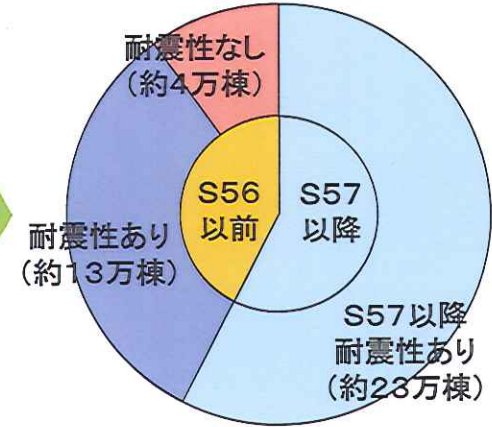
平成15年



平成20年



平成27年 (目標)



総棟数 約36万棟
耐震性あり 約27万棟
耐震性なし 約9万棟

※平成15年の推計値

耐震化率 約75%

総棟数 約41万棟
耐震性あり 約33万棟
耐震性なし 約8万棟

※平成20年の推計値

耐震化率 約80%

総棟数 約40万棟
耐震性あり 約36万棟
耐震性なし 約4万棟

※平成27年の推計値

目標: 耐震化率 9割

平成15年 → 平成20年
改修・滅失 約2万棟

※ 平成20年の棟数は、平成18年の耐震改修促進法の改正により特定建築物の対象範囲が拡大したことに伴う増加棟数を含む。

※ 平成27年の棟数は平成17年に設定したもの。